

リレー期日指定定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳（証書）記載の最長預入期限に前回と同一内容の期日指定定期預金として自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、通帳（証書）記載の最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当行国内本支店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (預金の支払時期等)

この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

- (1) 満期日は、預入日から1年後の応当日（据置期間満了日）以後通帳記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日の指定は、支払または解約の申出をうけた日（当行所定の払戻請求書に記入された日）とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (2) この預金の一部について支払いがあった場合は、その残りの部分について自動継続の取扱いをします。
- (3) 上記(1)による満期日の指定がない場合は、通帳（証書）記載の最長預入期限を満期日とします。
- (4) 最長預入期限が到来した場合は、上記(1)による満期日の指定がなかったものとし、引続き最長預入期限に継続の取扱いをします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について次の利率を用いて1年複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により取扱います。
 - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合…通帳（証書）記載の「1年以上2年未満」利率
 - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合…通帳（証書）記載の「2年以上」利率（以下「約定利率」という。）
- (2) 継続後の預金の利息についても上記(1)と同様の方法により計算します。
- (3) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) この預金を「共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項により満期日前に解約する場合または第5条第4項および第5項の規定のいずれかにより解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数

について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満 解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満 約定利率×40%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

4. (非課税貯蓄限度超過時の取扱い)

前記3.(1)、(2)に規定する利息の元金への組入れにより口座の非課税貯蓄限度額を超過するときは、次により取扱います。

(1) 利息を指定の預金口座に入金のうえ、元金を継続します。

(2) 預金口座の指定のない場合は、利息は現金で支払い、元金を継続します。利息を受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行国内本支店に提出してください。

以 上